

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から40年3月まで
② 昭和49年10月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料については納付しているので、納付済期間と認めてほしい。私たち夫婦の保険料を一緒に納付していた妻の性格上、自分の保険料を納付して夫である私の保険料を納付していなかったとは非常に考えにくい。

また、申立期間①については、国民年金被保険者台帳ではいったん納付した記録になっているが、後で訂正されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金の加入期間である約33年間、国民年金保険料を納付しており、申立人の妻は、申立期間②及び昭和47年度を除き、国民年金の加入期間である約34年間、国民年金保険料を納付しているなど、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる上、申立人及びその妻の納付日が確認できる昭和36年5月から38年12月までの期間、40年4月から47年3月までの期間、48年4月から49年9月までの期間及び51年4月から61年3月までの期間の納付日がおおむね一致しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間①については、申立人の妻は、昭和39年1月を除いた同年2月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、47年7月3日に特例納付しており、上記の夫婦の納付状況からみて、妻のみが特例納付を行い、申立人が特例納付を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立期間①のうち、昭和 39 年 1 月については、申立人の妻は、当初、オンライン記録では未納とされていたところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）では納付済みとされていたこと、及び前述の特例納付は先に経過した月の分から順次行うべきものとされており、特例納付の時点では当月分については納付済期間と認識されていたことなどから、平成 9 年 9 月 30 日に記録が訂正されたものと推認できる。

加えて、昭和 39 年 1 月については、当該名簿では、申立人はその妻と同日付けの納付日印が押され、その後、その記録を線で取り消されているほか、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間①について、一度納付したことを示す印が押された後、取り消されているなど、行政側の事務処理（記録管理）が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間②については、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっているほか、夫婦の保険料を納付していたとする妻は既に死亡しているため、申立期間②当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び58年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで

申立期間①について、国の記録では国民年金任意加入の未納期間となっているが、加入手続と同時に3か月分の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間①を納付済期間として認めてほしい。

申立期間②に係る国民年金保険料については、昭和58年8月20日に還付した記録があるとのことであるが、還付されたことは無いし、同年4月12日付けで被保険者資格を喪失したのであれば、約3か月後の同年6月29日に任意加入期間に係る保険料を納付するという事はあり得ないので、申立期間②を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間に未納が無い。

また、申立期間①について、申立人が昭和52年1月に国民年金に任意加入した経緯に合理性があり、加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとは考え難く、加入直後の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、任意加入の被保険者資格を喪失する旨の申出を行ったのは昭和58年7月であると主張しており、申立人が所持する年金手帳にも喪失日は同年7月1日と記載されているところ、申立人によれば、オンライン記録の資格喪失日である同年4月12日については不明としている上、当該期間の国民年金保険料は還付されたことが

年金事務所の特許台帳に記録されているが、申立人は還付されたことは無いとしており、年金事務所に還付整理簿等は保管されていないため、還付した理由が確認できない。

加えて、申立期間外ではあるが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）に、一部不自然な記載が見受けられ、当時不適切な処理を行っていたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月21日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和37年3月21日に入社してから平成12年4月24日に定年退職するまで継続して勤務していた。

昭和47年2月21日付けでA社B支社に転勤したが、この時、給与はきちんと支払われており、厚生年金保険料が差し引かれていなかったということも無い。

転勤の際に、事業所が手続を誤ったと考えられるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している退職証明書、人事記録及び健康保険被保険者証、並びに雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年2月21日にA社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年3月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料も無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月31日から52年1月1日まで

私は、A事業所に、昭和50年8月7日から51年12月31日に退職するまで勤務し、退職月の給与から2か月分の厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。年金記録では資格喪失日が52年1月1日ではなく、51年12月31日となっており同年12月は厚生年金保険の加入期間とされていないので、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所における最終勤務日は、昭和51年の御用納めである12月28日であるが、同年12月31日付けで退職し、最後の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除された。」と主張しているところ、A事業所の後継事業所であるB事業所では、「保管されている人事記録には退職日が記載されていないが、申立人の申立てどおり、昭和51年12月31日をあえて資格喪失日とすることは考えにくく、誤記入したと考えるのが自然と思料される。」と回答している。

また、当該事業所におけるすべての厚生年金保険被保険者の資格喪失日を調査したが、ほとんどの者は月初日（1日）となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A事業所に継続して勤務し、昭和51年12月

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 51 年 11 月のオンライン記録から 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 51 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年1月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年12月から40年12月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月30日から41年4月1日まで
私は、社長が同じであったA社とB社に、期間が空くことも無く勤務していた。

申立期間当時はどちらの会社に勤務していたか思い出せないが、厚生年金保険は当然加入しているものと思っていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の弟で、現在はB社において取締役である者の証言により、申立人が申立期間においてA社及びB社に勤務していたことが推認できるが、オンライン記録では、申立人は、A社において、昭和39年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるが、申立人を含む15人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、39年12月30日に被保険者資格を喪失しているものの、40年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が確認できる。

また、当該資格喪失に係る処理の進達日は、昭和41年1月6日であることが確認できるところ、他の被保険者の資格喪失に係る処理の進達日は、資格喪失日からほぼ1か月から3か月後であることから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び当該資格喪失処理は、同年1

月近辺から遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して行われたことがわかる。

さらに、遡^{そきゅう}及^{そきゅう}喪失処理前の記録から、昭和 40 年 9 月 1 日において、A 社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 39 年 12 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は 41 年 1 月 6 日とすることが妥当である。

なお、昭和 39 年 12 月から 40 年 12 月までの標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月 6 日から同年 4 月 1 日までの期間については、A 社の事業主は亡くなっていることから、当時の勤務状況等について証言が得られない上、B 社の事業主は、当時は父親が経営していたので何も分からず、事務所を移転する際に関係書類等については処分しているので、申立人の勤務状況及び社会保険関係等について不明であると回答している。

また、オンライン記録から申立人と一緒に A 社に勤務していたと思われる元同僚 9 人に当時の勤務状況等について照会したところ、回答のあった 4 人のうち 3 人は、申立人を覚えているものの、勤務期間について不明であると回答している上、B 社に勤務していたと思われる元同僚 6 人に同様の照会をしたところ、回答のあった 5 人のうち 2 人は、申立人を覚えているものの、勤務期間について不明であるとしているほか、3 人は申立人を知らないと回答していることから、申立人の A 社及び B 社における勤務期間について特定することはできない。

さらに、B 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録において、申立人の資格取得日と喪失日は一致している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和48年7月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年1月21日に資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月2日から49年3月31日まで

私は、昭和48年7月2日にA社に入社し、49年3月まで勤務していた。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、上記期間の加入記録がすべて無かった。

同じ会社に勤めていた同僚3人に厚生年金保険の記録があるのに私の記録が無いのは納得できない。A社に採用された時の採用通知書と来社御案内の写しを提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、並びに申立人から提出されたA社発行の「採用通知書」及び「来社御案内」から、申立人が昭和48年7月2日から49年1月20日まで同社に勤務したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚3人は、いずれも当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している。

また、申立人と同様に昭和48年7月2日に入社した同僚2人は、同日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している。

一方、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、整理番号 44 番が欠番となっている。

また、B 社会保険事務局（当時）に整理番号の取扱いについて照会したところ、「当時の職員から聴取を行った上、サンプル調査を行った結果、特定の整理番号を欠番とする取扱いは見当たらない。」との回答があった。

さらに、当該欠番となっている整理番号の前後の整理番号 42、43、45 及び 46 が付されている被保険者は、いずれも昭和 48 年 7 月 2 日に被保険者資格を取得していることから、欠番となっている整理番号 44 は同日に被保険者資格を取得した者に付されるべき番号であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和 48 年 7 月 2 日に被保険者資格を取得し、49 年 1 月 21 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と年齢及び入社時期が近く、同じ業務に従事していたと考えられる同僚の記録から 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月 21 日から同年 3 月 31 日までの期間は雇用保険の加入記録が無く、同僚から当該期間の勤務に関する証言も得られなかった。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1595 (事案 684 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月から 33 年 10 月まで
② 昭和 33 年 10 月から 36 年 4 月まで

私は、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたにもかかわらず、前回の審議において、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、同僚の証言も得られない等の理由により記録の訂正は不要との結論が示されたことに納得できない。

厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶が無く、証明するのは特に所持していないが、申立てに係る事業所で勤務していたのは確かである。

今回、申立期間を変更し、当時の従業員旅行会などの写真も添付するので、再度調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当委員会は、申立人は申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できるが、申立てに係る事業所が当該期間において厚生年金保険の適用事業所になっていないこと、及び同僚の証言も得られないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 21 年 5 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①についてA事業所で撮影されたとする写真を新たに提出し、勤務したのは確かなので申立てを認めるよう主張しているが、この写真について調査した結果、当該事業所において撮影された写

真であることが判明し、また、今回新たに当時の事業主の弟が、「申立人はA事業所に勤務していた。」と述べていることから、当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、勤務期間を特定するまでには至らなかった。

また、当該事業所の当時の事業主の妻は、再度の照会に対して、前回同様、「夫が事業所を経営していたが、既に廃業し、夫も亡くなっているのので、何も分からない。」としているほか、今回新たに当時の事業主の妹も、「個人事業所であり、厚生年金保険には加入していないと思う。」と証言している。

さらに、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、類似する事業所名をオンライン記録で確認し、資格記録を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②については、今回新たな資料の提出も無い上、申立人が勤務先として記憶しているB事業所は、前回申立て時の関係団体への聞き取り調査により、所在地及び代表者の姓からC社と判明しているが、現在の事業主は、再度の照会に対して、前回同様、「現在も厚生年金保険に加入をしておらず、当時から加入していなかった。」と証言しているほか、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、類似する事業所名をオンライン記録で確認し、資格記録を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月から 32 年 10 月まで

私は、昭和 24 年 10 月から 32 年 10 月まで、A 社 (現在は、B 社) に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、昭和 19 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるものの、B 社は、保管してある厚生年金保険の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見付からないと回答している。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 8 人に照会したところ、8 人とも申立人を知らない又は記憶に無いと証言している。

さらに、当該事業所のOB会の会長は、「申立人が勤めていたということも知らないし、名前も聞いたことが無い。OB会、親睦会の名簿にも申立人の氏名は無く、昭和 24 年 6 月に人員整理があり、私が、整理後に、初めて採用 (昭和 25 年 5 月採用) された社員と言われていた。」と証言している。

加えて、昭和 20 年 9 月から当該事業所に勤務し、44 年から社会保険の事務を担当した元社員は、「昭和 24 年 6 月に人員整理があり、整理直後の同年 10 月に申立人が入社したとは考えられない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月21日から同年6月6日まで
私は、A社に平成6年3月に就職したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する源泉徴収票、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持する給与明細書をみると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されているのは、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている平成6年6月から7年3月までの10か月間のみであり、申立期間については給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所の当時の事業主及び元同僚2人は、「入社して3か月間はアルバイト扱いで、厚生年金保険には加入していない。」と証言している。

さらに、当該事業所が保管する健康保険被扶養者（異動）届によると、申立人の健康保険の資格取得年月日は平成6年6月6日と記載されている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 5 日から 20 年 1 月まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間については、毎月平均で約 11 万円の時間外手当の未払がある。これによって、私の給与は過少に計算され、標準報酬月額も過少となっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

平成 18 年及び 19 年に A 社が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額は、申立人が所持する給与明細書上の報酬月額と一致しており、オンライン記録上の標準報酬月額も当該報酬月額に基づく標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

また、当該事業所における申立期間当時の社会保険及び経理事務担当者は、「事業所が社会保険事務所に届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人に対し支給していた給与及び

申立人の給与から控除していた厚生年金保険料は、申立人が所持する給与明細書に記載された額で間違いない。」と回答している。

さらに、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間のうち、平成19年9月から20年1月までの期間の厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料控除額よりも高いことが確認できるが、当該事務担当者は、「当該期間については、控除する保険料を誤ってしまった。」と証言している。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 28 日から同年 9 月 11 日まで
私は、A社に勤務したが、実際に支給されていた給料と記録上の標準報酬月額が相違しているので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給料明細書により、申立人は当該期間において、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるものの、当該給料明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額の記録と一致している。

また、A社の平成 16 年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、事業主が申立人の報酬月額を実際に支給した額より低く届出していたことが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致している。

これらのことから、A社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたものと認められる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 43 年 8 月 16 日から 44 年 12 月 29 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日に A 社に入社して、44 年 12 月ごろまで正社員として勤務していた。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 社での被保険者期間が昭和 43 年 6 月 1 日から同年 8 月 16 日までの 2 か月間となっていた。

当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚 1 人の証言から、申立人が A 社に昭和 43 年 4 月 1 日から勤務したことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、被保険者であったことが確認できる者 3 人に照会し、2 人から回答を得たところ、そのうち 1 人は、「A 社では見習期間が終わると金銭の良い方へ行ってしまっているので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させなかった。」と証言している上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、当該事業所に入社したのは昭和 43 年 4 月 1 日であるとしていることから、当該事業所では必ずしも従業員全員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推認できる。

また、申立期間①における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 43 年 8 月 16 日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人は当該事業所を昭和 43 年 8 月 31 日に離職したことになっており、申立期間②のほとんどの期間について勤務が確認できない上、回答があった同僚 2 人も、「申立人の勤務期間は覚えていない。」あるいは、「申立人を覚えていない。」としており、申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。